

令和8年5月19日(火)
14:00～15:00
ランチルーム

1 開会

2 規則、会長・副会長等の確認(事務局)

- ・任命書交付
- ・会長選任
- ・副会長選任

3 会長挨拶

4 校長挨拶

5 議事

- ・令和8年度学校経営方針について(校長)
- ・令和8年度学校運営協議会の活動について

6 事務連絡

- ・令和8年度行事予定
- ・令和8年度学校運営協議会予定

第2回	第3回	第4回	第5回
7月22日(水) 14:00 ランチルーム	11月7日(土) 10:00 ランチルーム	R9.1月27日(水) 14:00 ランチルーム	R9.3月2日(火) 14:00 ランチルーム

※予定は変更になることもあります。

7 閉会

【問合せ先(事務局)】

朝霞市栄町5-1-41

朝霞第八小学校教頭 滝田 真人

藤田 佐知子

電話番号 048-465-8381

メールアドレス a8shou_k2@asaka-s.ed.jp

学校運営協議会について

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6

- 1 教育委員会は、学校ごとに当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。
- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - ① 対象学校の所在する地域の住民
 - ② 対象学校に在籍する児童の保護者
 - ③ 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者
 - ④ その他教育委員会が必要と認める者
- 3 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 朝霞市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域住民、

児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の学校の運営への参画並びに地域住民等による学校の運営への支援及び協力の促進を図ることにより、学校と地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校の運営の改善及び児童等の健全育成に取り組むことを目的とする。

（意見聴収等）

第3条 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長及び地域住民等の意見を聴くものとする。

2 教育委員会は、協議会の設置を決定したときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対してその旨を通知するものとする。

（学校の運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 法第47条の6第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 組織編成に関すること。
- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設管理に関すること。
- (5) 施設設備に関すること。

2 対象学校の校長は、法第47条の6第4項の規定に基づき承認を得た基本的な方針に従って、学校の運営を行うものとする。

（職員の採用等に関する意見の申出）

第5条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任等に関するものとする。ただし、個人及び個別の事案については除くものとする。

(学校の運営に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営について評価を行うものとする。

(組織)

第7条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校が所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童等の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務等)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動をとること。

(研修等)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい知識及び理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員本人から退任の申出があったとき。

(2) 第11条の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

朝霞市立朝霞第八小学校学校運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝霞市立朝霞第八小学校学校運営協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 傍聴人の定員は10人とする。ただし、会議場の規模により、これを増減することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、会場に入場するものとする。

(傍聴することができない者)

第3条 次に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、会場においては次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用すること。
- (2) ビラ、プラカード、旗等を持ち込み、公然と意見を表明すること。
- (3) 飲食又は喫煙をすること。
- (4) 携帯電話等の受信音を出すこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行うこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (6) 会議における言論に対して発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為をすること。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。